

令和 4 年

第 12 回

月形町農業委員会総会

議事録

令和 4 年 12 月 27 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年12月21日					
招 集 の 場 所	樺戸郡月形町役場大会議室					
開 閉 日 時	開会	令和4年12月27日	午後4時00分	議長	渡 辺 祥 紀	
	閉会	令和4年12月27日	午後4時33分	議長	渡 辺 祥 紀	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	黒宮勝美	○	7	瀧澤剛	○
	2	加藤隆行	○	8	金山伸吾	○
	3	山崎敏美	○	9	青柳和宏	○
	4	小野栄治	○	10	内藤康志	○
	5	渡辺早智子	○	11	渡辺祥紀	○
	6	服部 栄	○			
出席した職員	事務局長	福田孝幸	総務係長	西谷内友香		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和4年第12回月形町農業委員会総会

令和4年12月27日

午後4時00分

月形町役場 大会議室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第53号	農用地のあっせん申し出について（売渡し3件）	P1～P3
5	報告第54号	農用地のあっせん申し出について（貸付け1件）	P4
6	報告第55号	農用地のあっせん申し出について（売渡し、貸付け1件）	P5
7	報告第56号	農用地のあっせん申し出について（買受け、借受け2件）	P6
8	報告第57号	農地所有適格法人からの報告について	P7
9	議案第43号	農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約について（2件）	P8～P9
10	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借1件）	P10～P11
11	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転1件）	P12～P13
12	議案第46号	農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意味決定について	P14

事務局長 福田 孝 幸	ただ今から、令和4年第12回月形町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、会長よりご挨拶申し上げます。
会長 渡 辺 祥 紀	(会長挨拶)
事務局長 福田 孝 幸	議事の進行は、会議規則第4条の規程により、渡辺会長にお願いします。
議長 渡 辺 祥 紀	<p>ただ今の出席委員数は11名です。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 ただ今から、令和4年第12回月形町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。(午後4時00分) 議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>日程1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、 会議規則第9条の規定により議長において、8番、金山委員、9番、青柳委員、 の両名を指名いたします。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>日程2番、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご 異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>日程3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりですので、ご覧願 います。以上で会務報告を終わります。 日程4番、報告第53号、農用地のあっせん申し出について、売渡し3件を議 題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長 福田 孝 幸	<p>議案書1ページをお開き願います。ただ今、議題となりました報告第53号、 農用地のあっせん申し出について、売渡し3件について、ご説明申し上げま す。 月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者 から農用地の売渡しの申し出があったので報告します。 本日の提出でございます。 番号1 申出人 □□□□、○○○○さん、土地の所在地番、現況地目、面 積につきましては記載のとおりです。説明資料の2ページから3ページに所在 図を添付しておりますので、ご参照願います。</p>

<p>事務局長 福田 孝幸</p>	<p>続きまして、議案書2ページをお開き願います。</p> <p>番号2 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、土地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。説明資料の4ページ及び5ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>番号3 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、土地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。説明資料の6ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>質疑等ございませんので、報告第53号は報告済みとします。</p> <p>日程5番、報告第54号、農用地のあっせん申し出について、貸し付け1件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福田 孝幸</p>	<p>議案書4ページをお開き願います。</p> <p>ただ今、議題となりました報告第54号、農用地のあっせん申し出について、貸し付け1件について、ご説明申し上げます。月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の貸し付けの申し出があったので報告します。本日の提出でございます。</p> <p>番号1 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、土地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。説明資料の7ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>質疑等ございませんので、報告第54号は報告済みとします。</p> <p>日程6番、報告第55号、農用地のあっせん申し出について、売渡し、貸し付け1件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書5ページをお開き願います。ただ今、議題となりました報告第55号、農用地のあっせん申し出について、売渡し、貸し付け1件について、ご説明申し上げます。月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡し及び貸し付けの申し出があったので報告します。本日の提出でございます。</p> <p>番号1 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、土地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。説明資料の8ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>質疑等ございませんので、報告第55号は報告済みとします。</p> <p>日程7番、報告第56号、農用地のあっせん申し出について、買い受け、借り受け2件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書6ページをご覧願います。ただ今、議題となりました報告第56号、農用地のあっせん申し出について、買い受け、借り受け2件について、ご説明申し上げます。月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買い受け及び借り受けの申し出があったので報告します。本日の提出でございます。</p> <p>番号1 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、希望事項、場所は南札比内1・厚栄、地目、田・畑、面積は1ヘクタールです。</p> <p>番号2 申出人 □□□□、〇〇〇〇さん、希望事項、場所は月ヶ岡・新田・南新田・新栄、地目、田・畑、面積は20ヘクタールです。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>質疑等ございませんので、報告第56号は報告済みとします。</p> <p>日程8番、報告第57号、農地所有適格法人からの報告について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書7ページをお開き願います。ただ今、議題となりました報告第57号、農地所有適格法人からの報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から事業の状況等の報告がありましたので、次のとおり報告します。</p> <p>本日の提出でございます。</p> <p>農地所有適格法人報告一覧表、説明資料の9ページをご覧ください。</p> <p>番号4番、〇〇〇〇から提出がありましたので、報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>質疑等ございませんので、報告第57号は報告済とします。</p> <p>日程9番、議案第43号、農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約について、2件を議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>ただ今、議題となりました議案第43号 農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約について、2件について、ご説明申し上げます。</p> <p>下記の者から、農地の使用貸借及び賃貸借を合意解約した通知がありましたので、審議願います。本日の提出でございます。</p> <p>番号1、通知者、貸主、□□□□、〇〇〇〇さん。借主、□□□□、〇〇〇〇さん。解約した土地は樺戸郡月形町□□□□、現況地目、田、面積3,470㎡他1筆、内訳は田の計、合計ともに2筆、合計面積 10,872㎡です。</p> <p>権利区分、使用貸借、農地法第3条、契約年月日、平成26年3月28日、契約期間、平成26年3月28日から令和6年3月27日まで10年間、合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日は令和4年11月24日です。説明資料の10ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>質疑等ございませんので、議案第43号、番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定しました。続きまして、番号2を議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局長 福 田 孝 幸	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>番号2、通知者、貸主、□□□□、〇〇〇〇さん。借主、□□□□、〇〇〇〇さん。解約した土地は樺戸郡月形町□□□□、現況地目、田、面積11,387㎡他15筆、内訳は田の計15筆、面積97,213㎡、畑の計1筆、3,038㎡、合計は1筆重複しているので15筆、合計面積 100,251㎡です。</p> <p>権利区分、賃貸借、農業経営基盤強化促進法、契約年月日、令和2年3月27日、契約期間、令和2年3月27日から令和6年11月30日まで5年間です。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日は令和4年12月2日です。説明資料の11ページから12ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>質疑等ございませんので、議案第43号、番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程10番、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借1件を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局長 福 田 孝 幸	<p>議案書10ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借1件についてご説明申し上げます。</p>

<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による使用貸借の権利設定について、下記の者から申請がありましたので、許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出でございます。</p> <p>番号1 申請人、貸主、□□□□、○○○○さん。借主、□□□□、○○○ ○さん。11ページをご覧ください。申請地は樺戸郡月形町□□□□、現況地 目は田 面積1,581㎡他23筆、土地の内訳は、田の計、22筆、139,97 0.77㎡、畑の計、2筆、968㎡、合計は24筆合計面積140,938.77㎡で す。10ページにお戻りください。</p> <p>期間又は年数は、許可の日から10年間、経営地の内容、労働力、大農機 具については議案書に記載のとおりです。申請理由、貸主は後継者へ農業経 営を移譲したい。借主、親の農地を借り受けて、農業経営を譲り受けたい。で す。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第1号から第7号に規定する不許可事項には該 当しないため、許可要件の全てを満たすものです。</p> <p>説明資料の13ページに調査書を14ページから18ページに所在図を添付し ていますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>質疑等ございませんので、議案第44号について、原案に賛成の方は挙手をお 願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>日程10番、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、 所有権移転1件を議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書12ページをお開き願います。</p> <p>ただ今、議題となりました議案第45号、農地法第3条の規定による許可申 請について、所有権移転1件について、ご説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による所有権移転について、下記の者から申請 がありましたので、許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出でございます。</p>

<p>事務局長 福田 孝幸</p>	<p>番号1、申請人、譲渡人、□□□□、○○○○さん。譲受人、□□□□、○○○○さん。13ページをご覧ください。申請地は月形町□□□□、現況地目、田、面積3, 636㎡他8筆になります。内訳は田の計7筆、74, 476㎡、畑の計2筆、3, 851㎡、合計9筆、合計面積78, 327㎡です。12ページにお戻りください。経営地の内容、労働力、大農機具は議案書に記載のとおりです。申請理由、譲渡人、相続財産管理人として財産を換価する必要があるため、農地を売却したい。譲受人、農地を譲り受け農業経営の安定を図りたいです。</p> <p>本件は農地法第3条第2項第1号から第7号に規定する不許可事項には該当しないため、許可要件の全てを満たすものです。</p> <p>説明資料の19ページに調査書、20ページ及び22ページに所在図を添付していますので、ご参照の上審議願います。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>補足説明を、服部委員お願いします。</p>
<p>委員 服部 栄</p>	<p>本件は、譲渡人が相続財産管理人として財産を換価するため、農地の売却を希望し、譲受人が農地を譲り受けることで、農業経営の安定を図るために行う所有権移転です。本件については、9月1日実施の全町農地パトロールで瀧澤委員、渡邊委員、私、事務局で申請地を確認しており、所有権移転が周辺の農地に与える影響はないと思われまます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>質疑等ございませんので、議案第45号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程12番、議案第46号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこと意思決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長 福田 孝幸</p>	<p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>ただいま議題となりました、議案第46号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意味決定について、ご説明致します。</p> <p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条の規定による農地利用最適化推進委員について、委嘱しないことの可否を決定したいので下記のとおり協議願います。</p> <p>本日の提出でございます。</p> <p>1、委嘱の可否については農地利用最適化推進委員を委嘱しない。</p> <p>2、委嘱しない期間は令和5年7月20日から令和8年7月19日まで</p> <p>3、委嘱しない理由ですが、平成28年に改正された農業委員会等に関する法律第17条第1項において、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為と各地域における委員活動の2つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するように、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されています。しかし、同法第17条第1項第2号では、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する農業委員会においては、推進委員を委嘱しないことができると規定されています。</p> <p>この基準の1つ目は、遊休農地が1%以下であること。2つ目は農地利用面積の担い手への集積率が70%以上であることです。本町はこの2つの基準を満たしています。</p> <p>また、農業委員会での議案審議と地域での農地の利用調整の業務を同一の委員が行うことが、本町においては合理的であると判断するものです。</p> <p>説明資料の23ページ及び24ページに関係法令の抜粋を添付していますので、こちらをご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>質疑等ございませんので、議案第46号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議長 渡 辺 祥 紀

以上で本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。
会議を閉じます。これもちまして、令和4年第12回月形町農業委員会総会
を閉会いたします。
お疲れ様でした。(午後4時33分)